

市町村名【 朝霞市 】 ※ご記入をお願いします。

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

本市の医療給付費分における応能応益割の割合は75：25で、埼玉県の平成30年度決算における割合は66：34と比較し、応能負担の比率が高い状況にありますので、応能割の比率をさらに増やすことは難しいものと考えております。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

少子化対策や子育て支援策の一環として、国民健康保険法の一部改正が行われ、令和4年4月より、未就学児の均等割が5割軽減されることとなりました。財源は、軽減額の二分の一を国が、四分の一を県と市がそれぞれ負担するものです。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

法定外繰入は国民健康保険事業の財源不足を補填するための措置です。本市では令和3年度におきましても、厳しい財政状況の中、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入を行っております。今後におきましても、国民健康保険特別会計及び一般会計の財政状況等を踏まえながら対応してまいりたいと考えます。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してくだ

さい。

【回答】

国民健康保険税の減免につきましては「朝霞市国民健康保険税条例」、「朝霞市国民健康保険税減免措置事務取扱要綱」に基づき実施しております。減免措置の判定は、相談者の現在の生活状況や収入状況等を確認し、生活状態を勘案して行っているところでございます。

なお、低所得者の方の保険税軽減措置といたしましては、世帯の所得額と人数に応じて均等割及び平等割額を7割、5割、2割に軽減する措置を行っており、対象となる基準額の範囲につきましては、毎年拡充しているところでございます。

② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染の影響により、収入が3割以上減少した被保険者を対象に、令和3年度も国保税の減免を実施いたします。周知方法といたしましては、広報・ホームページ等で周知に努めてまいりたいと考えております。減免により減少した財源は、国の補助金により補填されることから、朝霞市が独自に国の基準を緩和することは難しいと考えております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

医療費の窓口負担の減免措置につきましては、「朝霞市国民健康保険に関する規則」及び「朝霞市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」に基づき実施しております。減免適用の判定につきましては、生活保護基準を参考に、相談者の現在の生活状況や収入状況等を確認し、収入月額が生活保護基準生活費に1000分の1155を乗じて得た額以下の世帯につきましては全額免除、1000分の1260を乗じて得た額以下の世帯につきましては半額免除としております。生活困窮されている方から医療費のご相談があった場合は、福祉等の関係部署と連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

減免の適用に当たりましては、相談者の現在の生活状況や収入状況等を正確に確認し、生活状態を勘案して行う必要がございます。これらの状況を確認するためには職員による対面の聞き取りが必要となりますので、申請書を記入する際のわかりづらい部分につきましては、職員からご説明するなどの対応に努めているところでございます。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

減免の申請につきましては、相談者の現在の生活状況や収入状況等を正確に確認し、生活

状態を勘案して行う必要があることから、医療機関における会計窓口での手続きは難しいものと考えております。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあつて、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

収納課では、生活困窮等で納期限内納付が困難な場合、納税相談を通じて納税者各々の生活事情を伺い、実態を把握した上で、分割納付や徴収猶予・執行停止といった徴収の緩和措置の適用を行っています。

また、納税相談の中で多重債務等に陥り、返済でお困りの方には法律相談窓口の御案内や、リストラや病気等で日々の生活に困窮されている方には、福祉相談課や生活援護課につなげていくなど、関係課と連携を図っております。

今後におきましても、丁寧に納税者の御事情を伺い、寄り添った対応を心がけてまいります。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

本市が行う滞納処分では、滞納処分により納税者の生活を著しく窮迫させることのないよう、法令に定めのある差押禁止額を除くほか、納税相談等を通じて把握した生活実態を考慮するなど、納税者の最低生活費を確保して執行しています。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

本市が行う滞納処分では、滞納処分により納税者の生活を著しく窮迫させることのないよう、状況に応じて給与等の差押禁止額を参考にして除くほか、納税相談等を通じて把握した生活実態や事業実態を考慮するなど、納税者の事業継続に配慮して執行しています。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国保税の徴収に際しまして、生活困窮等で納期限内納付が困難な場合は、納税相談を通じて納税者各々の生活事情を伺い、実態を把握した上で、分割納付や徴収猶予・執行停止といった徴収の緩和措置の適用を行っています。

今後におきましても、丁寧に納税者の御事情を伺い、生活実態に配慮した対応を心がけて

まいります。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

本市では、朝霞市国民健康保険短期被保険者証交付要綱を定め、短期被保険者証を発行しております。これは被保険者の医療を受ける権利と税負担の公平性を担保することが目的で、正規の被保険者証と同じく医療機関で利用できるものとなっております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

本市では、被保険者証の窓口留置は行っておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

本市では、資格証明書を発行しておりません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

傷病手当金の支給は、現在、国からの通知に基づき実施しており、実施期間につきましては、国内の感染状況を鑑み、段階的に延伸され、現在は令和3年9月30日までの措置としております。今後におきましても、新型コロナウイルスに感染された方を支援するため、国や県、他の自治体と協調を保ちながら、継続していく必要があると考えております。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

本市独自の取組としまして、個人事業主等の方に対して傷病見舞金の支給を行っております。現状におきましては、厚生労働省通知により、国が定める対象者や支給額を超えて支給した部分については財政支援の対象外とされております。このことから、国・県からの財政支援の実現につきましては難しいものと考えております。

(7) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

国保運営協議会委員の構成は、朝霞市国民健康保険条例で定められ、全18名の委員のうち5名を「被保険者を代表する委員」と定め、この5名中2名を公募により選任し、市民参加を推進しております。今後におきましても現行制度を継続して公募の実施をしてまいりたいと考えております。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

朝霞市国民健康保険運営協議会の委員につきましては、被保険者を代表する委員5名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員5名、公益を代表する委員5名、被用者保険等保険者を代表する委員3名の合計18名の委員で組織されており、国民健康保険運営に携わる各方面の方々から、ご意見をいただいております。

今後におきましても、引き続き多様なご意見をいただきながら、本市国民健康保険の運営の改善に努めてまいりたいと考えております。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

本市では、平成20年度の制度開始時より、特定健康診査の本人負担は無料で実施しております。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

平成25年度から、土曜日や日曜日に特定健診と各種がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がん）を同日に受診できる「こくほの総合健康診査」を集団健診方式で実施し、受診者の利便を図っております。また、特定健診及び人間ドックの案内パンフレットに、こくほの総合健康診査及びがん検診の内容や、個別健診で受診できる医療機関情報を掲載し、充実した健診を受けていただけるよう配慮しております。

- ③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため集団健診を中止したことや、個別健診においても、対象者が感染予防のため医療機関への受診を自粛する傾向が見受けられたことから受診率の低下がみられました。今年度は、集団健診の受診を予定している方が安心して受けられるよう、予約枠の定員数の管理や充分な広さの健診会場の確保など、3つの密が生じないような体制で行っていくことや、併せて個別健診でも、医療機関が感染予防対策を講じて実施していることの周知、特定健診未受診者への受診勧奨通知並びに子宮頸がん

検診、乳がん検診及び大腸がん検診における節目の年齢の対象者への無料クーポン券の配布を行い、受診率の向上を図りたいと考えます。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の保護は、高齢者の医療の確保に関する法律第30条に秘密保持義務が規定されており、また、医療分野においては、「個人情報の保護に関する方針」（平成16年4月2日閣議決定）等において、個人情報の性質や利用方法等から、特にその適正な取扱いを厳格に実施しております。また、朝霞市個人情報保護条例において、個人情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めており、収集した個人情報に関しては適切に管理しております。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

現役世代の負担の上昇を抑制するため、令和3年6月4日の参議院本会議において、原則1割となっている75歳以上の医療費の窓口負担を年収200万円以上の人を対象に2割に引き上げる改正法が成立いたしました。あくまで所得の高い方々に限るとされていますが、必要な医療受診を差し控えることも考えられることから、今後も引き続き広域連合と連携を図り、国に対し要望を続けてまいりたいと考えております。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、健康診査を無料で実施しており、被保険者の方については、健診の結果を通じて御自身の健康状態を把握していただいております。

なお、今後におきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組事業を予定しており、見守りや健康状態の把握等が必要とされる被保険者においては、速やかに庁内の関係部署と情報を連携して支援する体制を構築してまいりたいと考えております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康長寿事業につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合で、被保険者の健康保持及び健康診査の受診促進指導を目的として、健康相談等訪問事業を実施しております。市といたしましては、保養施設の利用助成について、埼玉県国民健康保険連合会が契約している保養施設を利用した場合に年度内1回、2,000円の補助を実施しています。利用助成の拡充につきましては、国民健康保険制度とのバランスもございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

特定健診（健康診査）や人間ドックは、朝霞地区医師会及び朝霞地区4市で検診内容や費用負担等について協議をして決定しております。特定健診（健康診査）は無料で実施しておりますが、人間ドック及びがん検診は検診内容を踏まえ受益者負担の観点から自己負担をお願いしております。歯科健診につきましては、成人歯科健診として16歳以上の方を対象に無料で集団健診を行っています。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

2019年9月に厚生労働省が再編・統合の検討が必要な全国の公立・公的病院の実名を公表し、県内7病院が名を連ねたことから、全国知事会として全国市長会及び全国町村会とともに「国は地方の意見を十分に踏まえ、協議を進めるべき」との申し入れをしたとのございます。

市といたしましても、県が開催している「南西部保健医療圏地域保健医療協議会」等を活用して、市の要望を伝えてまいりたいと考えております。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

2025年には団塊の世代の方々が75歳以上となり、2017年に策定した「埼玉県地域医療構想」では、2025年までに入院医療の需要は約1.3倍、地域医療等の需要は約1.8倍に増加すると推計しています。

また、新型コロナウイルス感染症も未だ終息が見込めておらず、事態の長期化に備え医療提供体制の強化や医療従事者の確保・支援がますます必要となっております。

埼玉県は、平成30年10月の「医療介護総合確保促進法に基づく埼玉県計画」の中で、在宅医療の推進や医師及び看護職員の確保が課題として掲げております。

市といたしましても、医師の安定的確保が当地区の医療体制の強化につながることから、県が開催している「南西部保健医療圏地域保健医療協議会」等を活用して、市の要望を伝えることや、地区医師会、介護・福祉などの関係機関とも引き続き連携を図ってまいりたいと考えております。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

保健センターでは、令和2年から新型コロナウイルス感染症に関する業務に日々追われており、今後も未だ先が見えない状況になっておりますので、人員体制の強化につきましては、検討してまいります。

また、保健所では令和3年4月に職員が増員されております。定数では、保健師13人が6人増員となり19人、併せて、事務職の会計年度任用職員が新たに2人増員され、保健予防担当19人の中に副所長が配置され、体制の強化がなされたと、聞いております。

- (2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

医療機関や保育園や学校などを対象にして、社会的検査（PCR検査）を定期的に行うことは、感染拡大防止の観点から、一定の効果があると考えております。しかしながら、その効果を維持するためには一定期間ごとに継続して検査を行うことが必要となることから、財源確保などの課題があるため、難しいものと考えております。

高齢者施設においては、埼玉県取組として、高齢者施設の入所者が感染した場合、自費で従事者の検査を実施した際に、検査費用に対する補助を実施しております。

- (3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行うことは、多くの方が受検することになり、感染拡大防止の観点から、一定の効果があると考えております。しかしながら、その効果を維持するためには、一定期間ごとに継続して検査を行うことが必要となることから、財源確保などの課題があるため、難しいものと考えております。

- (4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

本市におけるコロナワクチンの接種方法につきましては、市内医療機関での「個別接種」と市が開設する会場（総合体育館、産業文化センターの2か所、原則火曜日・木曜日・日曜日実施）で接種を行う「集団接種」を併用しております。

個別接種については、6月末現在で30の医療機関で対応が可能となっております。

集団接種については、当初、期間を8月末までとしていましたが、接種の加速化を図るため12月まで延長して実施する予定です。

また、接種対象者が円滑に予約できるよう、コールセンターの受付時間を7月から平日の午前8時30分から午後5時までのところを午後8時まで延長し、土曜日・日曜日にも対応しております。さらには、コールセンター混雑時やインターネット環境がない方、予約に不安をお持ちの方への支援策として、予約（代行）サポート窓口を市役所本庁舎内に開設しているほか、集団接種会場（総合体育館と産業文化センター）の非開催日となる月曜日、水曜日、金曜日の午前9時から午後5時まで窓口を開設しています。

今後も、接種を希望される方が円滑に予約を完了し、接種ができるよう努めてまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする、第8期介護保険事業計画では、高齢化率及び要介護認定者数の推計を踏まえ、介護サービス及び介護予防事業など、介護給付やその他必要な事業量を見込み、施設整備なども考慮して、計画推進会議において検討を行った結果、第1号被保険者の介護保険料につきましては、第7期の月額基準額 4,950円から、第8期は5,700円に改正いたしました。埼玉県における平均月額基準額は5,481円であり、本市の月額基準額は、県内63市町村中、低い順で54番目でございます。

令和6年度から3年間の第9期計画の介護保険料におきましては、今後の高齢化率や要介護認定者数を推計すると共に、アンケート調査やヒアリングなどによる市民ニーズ等を踏まえ、施設整備や介護サービス量について十分に精査を行ったうえで見込み、計画推進会議等において、検討を進めてまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者がお亡くなりになった場合や重篤な傷病を負われたことにより介護保険料を納めることが困難な第1号被保険者である方につきましては、申請いただくことにより、介護保険料を全額免除とすることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が前年に比べ大幅に減少することが見込まれる第1号被保険者である方につきましても申請に基づき介護保険料の一部を免除することとしております。

令和2年度に新型コロナウイルス感染症を原因とした減免の申請をいただいた方は44人で、減免した総額は2,443,300円となっております。

令和3年度につきましても引き続き新型コロナウイルス感染症を原因とする介護保険料の減免制度を実施しております。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料の第8期計画期間における保険料段階について、国の基準は9段階ですが、収

入に応じた負担調整の結果、本市では13段階に設定し、弾力化を図っています。

第1段階から第3段階の所得段階区分に対する保険料率は、介護保険法施行令で標準割合として、それぞれ第1段階が0.5、第2段階及び第3段階が0.75と規定されているところ、本市では低所得者に対する市独自の更なる軽減措置として、第1段階の保険料率を0.39に、第2段階を0.65に、第3段階を0.70に引き下げております。

また、消費税10%の導入に伴う国の軽減措置として、前年度に引き続き今年度も保険料率が引き下げられていることから、最終的な保険料率が第1段階においては0.19、第2段階においては0.40、第3段階においては0.65となり、年額の保険料としては、第1段階で12,900円、第2段階で27,300円、第3段階で44,400円となり、低所得者により配慮した設定としております。なお、第1段階の保険料につきましては、県下で最も低い額となっているところです。

また、今年度から第4段階につきましても介護保険法施行令における保険料率の標準割合が0.9となっているところ、本市の独自の軽減措置として0.85まで引き下げを行い、年額の保険料を58,100円としております。

最後に、介護保険料の減免制度につきましては、災害を受けた方、止むを得ない事情により所得が減少した方、生活困窮として判断された方が、保険料の減免を受けることができ、保険料額の1/2等の額を減免してしております。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

利用者の負担軽減対策といたしましては、高齢者福祉施策として市単独で実施しております介護保険利用者負担軽減対策費補助金がございます。介護保険利用者負担軽減対策費補助金は、住民税非課税世帯を対象にその所得段階に応じて、介護サービスを利用した際の利用者負担分に対して、その1/2または1/4を補助する制度でございます。

今後も社会状況を注視しながら、利用者の負担軽減を図って参りたいと考えます。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

2割・3割負担の方の人数については、毎月の事業報告として把握を行っており、令和3年3月末日時点で、要介護認定者4,829人のうち2割負担の方は285人、3割負担の方は287人となっております。

介護サービスを利用して自己負担額が高額となった場合の負担軽減の制度といたしましては、その月に利用した介護サービスの自己負担額が一定の自己負担上限額を超えた場合に給付される高額介護（予防）サービス費や、高額介護（予防）サービス費の給付を受けた上で、更に、8月から翌年7月の1年間に世帯で負担した介護の自己負担額と医療費とを合算して高額負担となった場合に給付される高額介護（予防）合算サービス費の制度がございます。

給付対象となる方には通知をお送りし、申請を行っていただくよう勧奨しているところでございます。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とされない助成制度を設けてください。

【回答】

所得の低い方の施設利用が困難にならないよう、介護保険施設に入所した場合または短期入所生活介護を使用した場合の食費と居住費については、所得段階に応じて設定された負担限度額までを負担し、それを超えた分が特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されているところですが、その他の施設サービスにかかる食費と居住費については、在宅で生活される方との公平性の観点から原則ご負担いただいております。助成制度を設けることは難しいものと考えております。

なお、食費や居住費以外にはなりますが、朝霞市独自の高齢者福祉施策として、住民税非課税世帯を対象に介護保険利用者負担軽減対策費補助金制度を設け、介護保険法の規定によるサービスの利用料の一部を補助し、利用負担を軽減し必要なサービス等を適切に利用していただけるよう対応しております。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

本市における令和2年度の介護給付実績は、総額約67億5,065万円で、令和元年度の約6.5%増、平成30年度の約15.1%増となり、給付実績は増加しております。

現在、新型コロナウイルス感染症を起因として経営が悪化した事業者の皆様に対し、助成や融資といった経済的な支援策が国や県などにおいて実施されているところです。

また、国による令和3年度介護報酬改定において、新型コロナウイルス感染症の影響による介護事業者への経済対策として令和3年4月から9月末までの間、介護サービスの基本報酬に0.1%を上乗せして算定する特例措置が行われております。

現状において、市が介護事業所に対し経済的な支援を行うことは難しいものと考えておりますが、実態の把握に努めながら、市ができることについて調査研究してまいりたいと考えております。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

令和2年度におきましては、国から支給のあったマスクや使い捨て手袋といった衛生用品につきまして介護事業所に配布するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を行った介護事業所に対し、感染症対策に要した費用の負担軽減を図るため、一事業所につき15万円の支援金の給付を行ったところでございます。

令和3年度につきましても、同様に国等から支給のあった衛生用品の配布を継続して行っていくとともに、必要に応じ市で協力できることを実施してまいりたいと考えております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

本市では、介護施設に入所している方を対象に優先的に新型コロナウイルスワクチンの接種を行うとともに、65歳以上の高齢者の方に対し、年齢が高い順に段階的に新型コロナウイルスワクチンの接種を行ってまいりました。今般、高齢者施設等の従事者である方に対して、事前の申告を行うことで新型コロナウイルスワクチンを優先的に接種できる制度を設けたところです。

また、通所サービスの利用者の方のワクチン接種に際しましては、接種会場等への移動が課題であると捉え、利用者を接種会場等まで移送し、かつ、接種会場内での介助を行った事業者に対し、市独自の制度として補助金を交付する事業を行い、利用者の移動の足の確保に努めたところです。

定期的なPCR検査を市で行うことにつきましては、現状では困難であると考えておりますが、埼玉県におきまして、高齢者施設職員等を対象とした定期的なPCR検査が実施されていることから、事業所に周知の上、希望によりこちらを利用いただいているところです。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームにつきまして、一昨年度に50床の増床工事が行われ、昨年3月に開所しました。

また、小規模多機能型居宅介護施設につきましては、昨年4月に新たに1施設が開設しました。

また、第8期介護保険事業計画におきまして、令和5年度までに看護小規模多機能型居宅介護施設と定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設の整備を位置付けており、これらの整備に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターの体制の充実につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に位置付け、令和3年度から順次実施しているところでございます。

具体的には、令和3年度に、職員体制の充実として、市内5つの地域包括支援センターの専門職を1名増員し、支援体制を強化しております。2つ目は、令和4年度に、日常生活圏域、いわゆる、地域包括支援センターを設置している圏域を5箇所から6箇所に見直し、併せて、新しい圏域に地域包括支援センターの設置を予定しております。3つ目に、各圏域の地域包括支援センターを統括し、相互の連携強化や後方支援を行うために、基幹型地域包括支援センターの設置に向けた検討を位置づけております。

これら地域包括支援センターの機能を強化し、高齢者人口の増加や高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターに寄せられる相談件数の増加や、複雑・多様化する相談等に対応してまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

市内の施設に対しては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、不織布マスク・布マスク・消毒用エタノール・使い捨て手袋などの配付、感染の疑い・感染者が発生した場合の対応マニュアル、注意喚起の通知等の周知を行うなど、施設における新型コロナウイルス感染症クラスター発生防止対策を行っております。

また、昨年度は、市内障害者施設等の事業者に対し、新型コロナウイルス感染防止対策として必要な衛生用品等の購入などに係る経費の負担軽減を図るため、市独自の支援金 15 万円を支給するなどの対策を行いました。

衛生用品の安定供給につきましては、今後ひっ迫するような事態が発生した際には、できる限り確保に努めてまいりたいと思います。

- (2) PCR 検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

障害をお持ちの方及びご家族に対する PCR 検査につきましては、現在のところ実施する予定はございませんが、障害福祉施設の従事者の方に対しましては、埼玉県において、入所系施設及び児童発達支援・放課後等デイサービスを除く通所系施設の従事者に対する PCR 検査を実施しており、本市においては、これらの対象とならない市指定の施設の従事者に対し、市独自で PCR 検査を実施する予定でございます。

入院体制の確保につきましては、市独自では難しいものと考えておりますが、必要に応じて関係機関と連携して対応してまいりたいと思います。

- (3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

施設職員の不足につきましては、昨年度実施した障害福祉サービス事業所等調査において、「やや不足している」「人材確保が難しい」という意見がありました。同調査では、人材確保のための有効な取り組みとして、「求人募集誌・求人情報サイトへの掲載」「職員の親族・知人の紹介依頼」などが挙げられておりました。施設から職員の確保等に関する相談があった際には、これらの手段の活用をご案内するなど丁寧に対応してまいります。

- (4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

ワクチンの優先接種につきましては、障害者手帳をお持ちの方などへの接種券の優先送付などの対応を行っているほか、ワクチン接種の予約支援として、障害をお持ちの方について、指定特定相談支援事業所においてワクチン接種の予約支援を行った際の事業所に対する謝金

交付を行う接種予約支援事業を行っております。

ワクチン接種場所については、集団接種会場のバリアフリー対応や入所施設に対する訪問接種等の実施など、ワクチン接種担当部署と連携し、障害をお持ちの方に配慮するよう調整を図ってまいりたいと思います。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

地域生活支援拠点等は、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、それぞれの地域の課題に応じた対応を図るものであり、内容の充足の程度や整備の達成状況については、各地域の実態に応じて市町村が判断することとされております。

市では、先進自治体への視察等も含め、障害者自立支援協議会専門部会におきまして地域生活支援拠点の整備について検討を重ね、地域における複数の機関がそれぞれの機能を担う面的整備型を目指すことといたしました。

現在、「緊急時の受入・対応」については、すでに「朝霞市障害者緊急時短期入所」を実施するなど、それぞれの機能の個別の体制は整いつつありますが、全体としての地域生活支援拠点等の体制は未整備となっておりますので、今後におきましても障害者自立支援協議会専門部会において検討を行ってまいります。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備につきましては、障害福祉サービス等の必要量の見込みを勘案する必要があることから、障害福祉計画の策定及び進捗管理等を行う朝霞市障害者プラン推進委員会等において検討をするとともに、必要な予算の確保に努めてまいります。

- (3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

第6期朝霞市障害福祉計画の策定に当たり、すべての障害者手帳等の所持者や障害児通所施設を利用している子どもの保護者、障害福祉サービス事業所や障害者団体に対し、アンケート調査及びヒアリング調査を行い、障害のある人や障害のある児童の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握することで、障害福祉計画に当事者の声を反映してまいりました。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その

理由を教えてください。

【回答】

市には、現在、入所できる障害者支援施設が1か所、グループホームが5か所のほか、生活ホームが1か所ございます。また、障害者数につきましては、令和3年3月末現在、身体障害者が3,073人、知的障害者が759人、精神障害者が1,207人で障害者数は年々増加傾向であり、施設整備等は、障害福祉サービスの必要量の見込みを勘案し、障害福祉計画に目標値を定めております。

なお、障害者支援施設の入所待機者は、令和3年3月末現在16人で、障害のある人が親亡き後も住み慣れた地域で暮らしてつづける場の確保の必要性は認識しております。しかしながら、施設の整備の推進は、財政上、市単独では困難であると考えております。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護となっているご家庭も含め、緊急時に対応ができるよう、市では、平成30年10月より朝霞市障害者緊急時短期入所事業を開始いたしました。介護者が何らかの理由で介護ができなくなってしまった場合だけでなく、将来を見据えた施設入所やグループホームの利用などのご相談につきましては、市のケースワーカーや相談支援事業所の相談支援専門員が対応を行っております。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等を利用して帰省している理由は、本人や家族の希望のほか、ご家庭の事情によると思われることから、ケースワーカーが個別にご相談をお受けしていない限り、把握することは難しいものと考えます。

また、障害福祉サービスにおいては、制度上、障害者支援施設（入所施設）利用者が利用できないサービスがありますが、在宅や入所を問わない障害福祉サービスもありますので、個別にご相談をいただきたいと思っております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

所得制限及び年齢制限の導入につきましては、本事業は、埼玉県補助による市の事業であり、今後も安定的かつ継続的に実施できるようにすること、という埼玉県の考えも踏まえたものでございます。なお、一部負担金等については、導入しておりません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

医療費の現物給付化につきましては、実施基準が県内の市町村において、統一されていないため、医療機関の課題があり、近隣市と協議が必要であると考えております。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

精神障害の2級を対象にすること及び急性期の精神科への入院の補助につきましては、県補助の対象ではないため、考えておりません。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

二次障害も含め、障害等級が重度化することにより本事業の対象となる方はいらっしゃいますので、障害の状態が悪化したと感じる等のご相談を受けた際は、医療機関へご相談いただくよう案内しております。また、二次障害にかかわらず、障害の程度に応じた支援・サービスの提供を実施しております。医療機関に対する啓発については、二次障害に関する調査研究を含め、今後の検討課題といたします。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

本市では平成16年7月より実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

令和2年度分としては、14,123,275円です。

（支出額16,123,275円-補助金2,000,000円）

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

本市では、利用時間を県補助基準の最高限度である年間150時間としており、拡大は考えておりません。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

18歳以上の方の利用料は、事業所の利用料（1時間950円）のうち、自己負担額を1時間500円とする軽減策を講じております。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

県補助金の増額等については、機会を捉えて、埼玉県へ要望したいと考えております。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

タクシー料金の改定を踏まえて、令和2年度に20枚から30枚に増やしております。今後も料金改定時には、配布枚数を検討してまいります。なお、補助券としての100円券の導入は考えておりませんが、近隣市等の動向については、注視していきます。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

本市では、身体、知的、精神の3障害共通で福祉タクシー券の助成、自動車燃料費補助、バス・鉄道共通ICカード補助から1つを選択する制度として実施しており、バス・鉄道共通ICカード補助を除き、介助者も含めて利用でき、所得制限や年齢制限はありません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

本制度を含め、他制度についても、近隣市と連携を図り実施しております。なお、県の補助事業とすることに係る県への働きかけについては、機会を捉えて、埼玉県へ要望したいと考えております。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者台帳については、要綱上、原則として対象となる障害等級以外の方や家

族がいる方についても、ご希望により登録することができます。また、台帳登録者の避難経路、避難場所のバリアフリーにつきましては、登録者ごとに避難経路及び避難場所が異なることから、避難支援者等と平時の際に確認していただくことが望ましいと考えております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所については、朝霞市地域防災計画に基づき、一般の避難所での避難生活が困難な方のために開設するもので、現在市内に8か所の協定施設があり、今後も徐々に増やしていく予定です。福祉避難所の利用の登録制については、現在のところ、想定しておりませんが、今後の検討課題といたします。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

救援物資につきましては、朝霞市地域防災計画により、市内10か所の避難場所（各小学校）である地域防災拠点に供給することとなっており、現在のところ、避難場所以外への供給等は、検討しておりません。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者台帳の民間団体への配付につきましては、要綱の規定により、すでに民生委員、児童委員、自治会・町内会等に行っております。なお、このほかの団体への提供につきましては、災害時の状況等にもよりますが、今後の検討課題といたします。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害発生時の対策につきましては、危機管理室により対応し、感染症発生時の対策につきましては、健康づくり課により対応しておりますが、これらの同時発生時の部署を作ることは、想定されておりません。保健所の機能強化に関しましては、県等に働きかけることについては考えておりません。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対策については、本年7月から地域活動支援センター・生活ホームを対象として「障害者施設従事者に対するPCR検査実施事業」を新たに実施予定です。引き続き、必要な予算の確保に努め、適切な支援を行ってまいります。このほか、障害福祉

関連事業の削減、廃止、復活については、新型コロナウイルス感染症の状況を注視し、アンケート等により当事者、団体の意見を伺い、慎重に検討してまいりたいと思います。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日時点の認可保育園等に入所ができなかった保留者数は、0歳児48人、1歳児127人、2歳児53人、3歳児7人、4歳児1人、5歳児0人の合計236人でした。その一方で、4月1日現在の認可保育園等の空き状況は、0歳児38人、1歳児0人、2歳児3人、3歳児49人、4歳児54人、5歳児63人ありました。保留者数は、昨年度の241人より5人減少いたしましたが、今後も待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

令和3年4月1日時点の既存の保育園の弾力後の年齢別の受入人数は、0歳児227人、1歳児478人、2歳児569人、3歳児684人、4歳児679人、5歳児681人の合計3,318人で、認可保育園の定員3,102人より216人分増員しております。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

本市では、待機児童の解消に向けて認可保育園等の整備を行い、令和3年4月に、認可保育園1園、小規模保育施設2施設の開所により、88人の定員拡大を行いました。しかしながら、未だ待機児童の解消には至ってはおりませんので、今後も施設整備を行い待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童の受け入れにつきましては、平成28年度から民間の保育園及び小規模保育施設等に対して、障害児への加配保育士に対する補助制度を導入しておりますので、公設保育園での育成保育だけではなく、民間保育園等におきましても、障害児の積極的な受け入れを行っているところでございます。また、これまで本市の障害児保育は、集団保育として施

設の受入を実施してきましたが、平成31年4月からは、集団保育が困難な障害児を対象とした居宅訪問型保育事業を開始したことで、集団保育が難しい児童に対しても保育の提供が可能となりました。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

朝霞市内にある認可外保育施設のうち、認可化を希望する施設につきましては、平成31年4月までに全て認可保育園に移行しました。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

待機児童が多く発生している本市の現状におきましては、少人数保育を強く推進して行くことは困難であると考えておりますが、保育現場では、活動の内容を工夫することや、感染状況に応じて行事等の見直しを行うなど、子どもや保育従事者の命を守りつつ、発達を促す保育を目指して取り組んでおります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善と保育人材の確保のため、保育士募集のための就職説明会の実施、保育士の子どもが保育園等の利用を希望する場合の優先的な取扱いの実施を行いました。さらに、保育士への処遇改善のため保育士一人当たり月に月額10,000円を支給する本市単独補助制度の補助金を交付しております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

無償化に伴う副食費の実費徴収につきましては、年収360万円未満相当世帯及び第3子

以降を対象に、副食費を免除いたしており、無償化前と比較し、保護者の負担増とならないよう対応いたしております。また、民間保育園を利用する保護者の負担を軽減するため、民間保育園に対し、主食費の対象となる入園者数に月額1,000円を乗じた金額を支給しています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

本市では、「朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例」（令和元年10月1日施行）を制定し、認可外保育施設における安心安全な保育の質の担保に努めております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

育児休業を取得している保護者の保育園等の継続利用につきましては、育児休業を取得している保護者に保育の必要性がどこまであるのかという意見がある反面、本市の場合待機児童が多く、一度保育園等を退園してしまうと、再度入園することが難しいという状況がありますので、本市の子ども子育て会議等で意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

令和3年度は、引き続き、朝霞第二小学校、第四小学校、第五小学校、第七小学校で教室等を活用して小学1～3年生の低学年の児童の受入を拡大しております。

また、民間放課後児童クラブの整備を進めており、令和3年4月で、11か所の民間放課後児童クラブが整備されており、今後におきましても、民間放課後児童クラブの整備を図り、待機児童の解消に努めて参りたいと存じます。

なお、本市の放課後児童クラブは、公設、民間ともに「1支援単位の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」を遵守し、運営を行っております。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

平成29年度より本市でも情勢を開始しております、「放課後指導支援員等処遇改善等事業」及び「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、令和3年度は、処遇改善等事業は9事業所、キャリアアップ処遇改善事業は7事業所が活用しており、当該事業を活用し、放課後児童支援員の処遇改善を図っております。今後におきましても、両事業の普及に努めて、処遇改善を進めてまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

県の事業であるため確認したところ、対象事業は県では公営クラブより運営基盤の弱い民間クラブに対して運営費を補助する目的で行っているとのこと。一方で国庫補助事業も拡充されており、県としては、厳しい財政状況の中まずは国庫補助額を確保することを最優先しているとのことでした。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

子ども医療費の助成制度につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減や子どもたちの保健の向上と福祉の増進を図り、子育てしやすいまちづくりを推進する観点からも、本市の重要な施策として位置付け、これまで、支給対象年齢を段階的に拡大しながら、現在では、入院が高校生等まで、通院は中学3年生までとしております。

県によりますと、県内の市町村の中で、入院・通院ともに18歳年度末までを支給対象としているのは、令和2年4月1日現在、11市・11町・1村で、その他の市町村の多くは、中学3年生までを支給対象としております。

なお、この制度は、埼玉県から一定の補助を受けて実施しておりますが、その補助対象は就学前の児童としているなど、埼玉県の補助水準は、近隣都県に比べて、最も低いのが現状でございます。このため、補助の対象とならない就学児童にかかる医療費の助成の財源は、すべて市町村の負担となっております。ご要望の、子ども医療費助成制度の対象（通院）を「18歳年度末」まで拡大することにつきましては、子育て家庭を支えるための環境づくりを

推進するうえからも、その必要性は十分認識しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を著しく受け、さらに厳しさを増す本市の財政状況や県内の自治体の状況を踏まえると、現時点では大変難しいものと考えておりますことから、引き続き、拡大する際の条件や様々な動向等を注視してまいります。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

こども医療費の助成制度は、全国の市町村が独自の施策として実施しておりますが、本来、児童福祉の理念や国・地方自治体の責務等を鑑みると、自治体の規模や財政力などにより、都道府県又は市町村間で制度内容や対象要件が異なることは適当ではないと捉えており、地方創生や少子化・子どもの貧困対策等の観点からも、国の制度とすることが重要であると考えております。

このことから、本市といたしましては、子どもに対する医療費の助成制度を国の制度とするとともに、埼玉県補助制度についても、住民ニーズや各市町村の実情に見合った年齢に対象を引き上げることなどを、これまでも国や県に対し、要望しているところでございますので、引き続き、粘り強く要望してまいりたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

本市では、生活保護の制度を案内する「生活保護のしおり」を国からの通知に基づき、本年5月に見直しをおこないました。今後についても、国の制度の見直し等があった場合は早急に修正するとともに、記載内容については、分かりやすい冊子やホームページの作成に努めてまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

これまでの扶養照会については、生活保護申請時等に聴き取りを行い、扶養義務者と長期に音信不通の場合やDV被害など特別な事情が有る場合には、扶養義務の履行ができないものとして判断し、個別に対応してきました。今回、国からの通知に基づき、10年以上音信不通である場合は、その他の個別事情を問わず、扶養照会を行わなくても差し支えないとの判断が示されました。引き続き、申請者や受給者に寄り添った対応を心掛け、今後についても国の動向等も踏まえながら適切に実施してまいります。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

生活保護の決定通知書及び変更通知書については、電算改修が必要となり、費用もかかることから、早急に変更することは難しいものと考えておりますが、通知は可能な限りわかりやすいものにしていくことは大切であることは認識しておりますので、今後電算の改修時期の機会を捉え、改善できるように努めてまいります。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

利用者の立場にたち人権に配慮した対応は、大変重要なことと認識しております。

市では、埼玉県等で研修が開催された際は、積極的に受講させております。また、月1回の勉強会を開催し研鑽を積んでいます。

今後も利用者に対して不利益が生じないよう丁寧な対応を心がけてまいります。また、令和3年度については、査察指導員を1名増員し、ケースワーカーについて適切な指導ができる体制をとっております。また、ケースワーカーについてはすべて社会福祉主事の有資格者となっております。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

【回答】

無料低額宿泊所は、あくまでも一時的な居住の場であることから、居住生活が可能な方に対しては、アパートなど、安定した住居の設定に努めております。しかしながら、新たに住居が見つからない、また、ご本人が希望しないケースなど、結果として、無料低額宿泊所を長期間利用している方がおり、こうした点は、課題であると認識しております。また、無料

低額宿泊所に一時入居している方のうち、物件探しが困難な方に対しては、生活保護世帯の住まい探しにご協力いただける「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」のサポート店を案内しております。今後も、住居を持たない生活困窮者には、速やかに現在地保護を実施し、安定した居所の確保に向けた支援に努めてまいります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮に関する相談は、福祉相談課で受けております。職員3人と、専任の福祉相談支援員3人を配置しており、相談内容をよくお聞きしたうえで、自立に向けたプランを作成し、アドバイスをするなどの自立支援を行っています。また、生活保護制度をはじめとする必要な制度や関係機関等への手続きを案内するなど、必要な支援が受けられるよう対応しております。

以上